

共同親権「中部の会」 100回目定例会を開催

名古屋

離婚・別居後も両親による子どもの見守りを訴える「中部共同親権法制化運動の会」の定例会が名古屋栄のナディアパークであり、男女二十人ほどが意見交換した。二〇一〇年に始めた定例会は百回を迎えた。

三浦 代表は「父母の離婚後、どちらか一方から突如切り離された子どもは一番の被害者。法の見直し

と支援について、国などで議論を加速すべきだ」とあいさつ。出席者らは、実際に会えない自らの現状や法制度の課題を語り合い、子どもの利益を最優先する必要性をあらためて確認した。次回の定例会は十七日午後一時半から同所で開く。

日本の民法は、離婚後に

一方の親しか子どもの親権を持ってない「単独親権」を定める。「共同親権」を選べない国は先進国では数少ないという。